

[事案 2021-200] 転換契約引受等請求

・令和3年9月30日 不受理決定

<事案の概要>

転換契約の申し込みを行ったところ、一部の保障について保険会社が引受けを見合わせた
が、転換契約の成立を前提として保険会社との話し合いを斡旋すること、契約の成立ができな
い場合は、手付金として転換契約へ充当されるはずであった充当保険料の2倍の金額の支払
いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下の理由により申立てを
不受理とした。

- (1) 保険契約は、保険契約者になろうとする者が申込書に記載をして保険会社に交付し、保険
会社がこの申込みに対して契約を締結するか否かを判断して承諾を与えた場合に成立する。
申込みをするか否か、承諾をするか否かはその当事者の自由な意思によって決せられ、保
険会社は特段の理由なく承諾を拒絶することができることから、保険会社は申立人の契約
申込に拘束されることはなく、申込みだけでは契約が成立していることにはならない。ま
た、当審査会は、保険契約の成立につき話し合いを斡旋する権限を持つものではない。
- (2) 手付金の返還請求権は、手付契約にもとづくが、保険契約にはそもそも手付契約はなく、
申立人には手付金の2倍の金額の請求をする権利はない。しかも、転換契約は、更改（民
法第513条）に類似する制度と考えられており、転換契約が成立しない場合には被転換契
約は原則として消滅せず、そのまま存続することになるため、転換にともなう充当保険料
（転換価格）は新契約に移行せず、旧契約の積立金としてそのまま存続する。よって、申
立人は金銭（手付金）を支払ったことにはならず、申立人は保険会社に対し、手付金およ
びその2倍の金額の支払いを請求する前提を欠いている。